

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(山村振興法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p>	<p>(山村振興法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p> <p><u>(木材安定供給特措法の特例)</u></p> <p>第20条の2 <u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する事業計画」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。